

付議事項1 重層的支援体制整備事業について

○地域共生社会とは

- ・ 高齢者中心の「地域包括ケアシステム」を全世代・全対象型に広げ、住民とともに地域を創っていく社会
- ・ 国の説明では、次のとおり

制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域とともに創っていく社会



※国のイメージ

○地域共生社会に関する国の動向(法改正など)

H28.7 「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部設置

H30.4 社会福祉法改正(地域共生社会の理念を規定)

- ・ 「我が事・丸ごと」の地域福祉の推進（法第4条）
- ・ 包括的支援体制の推進（法第106条の3）
- ・ 地域福祉計画策定が、福祉分野の課題を横断的に記載する上位計画となる（法第107条）

R3.4 社会福祉法改正(地域共生社会の実現に向けた具体的手法を規定)

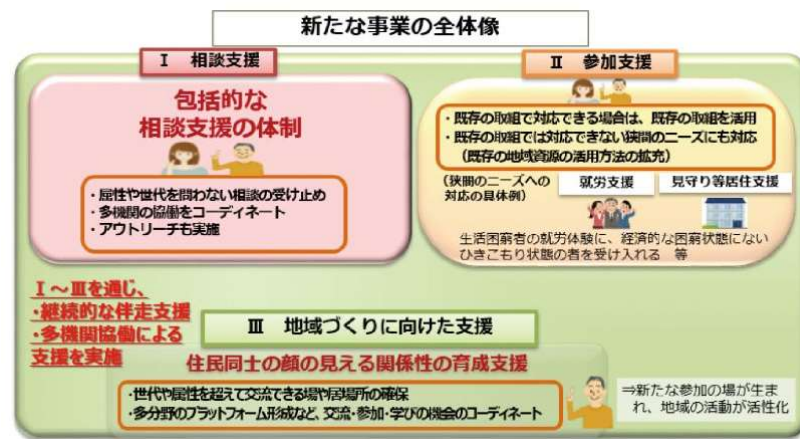
- ・ 重層的支援体制整備事業（法第106条の4～第106条の11）

⇒本市では令和4年度から実施

○重層的支援体制整備事業とは

- ・地域共生社会の実現に向けた、市町村が取り組む事業（法第106条の4第2項）
- ・複合的な課題を抱えた市民の相談を包括的に受け止め、継続的な伴走支援を実施することで、課題の解決を目指すというもの
- ・具体的には次の3つを一体的に行う
 - ①相談支援（まずは相談を断らない）…同条同項第1・4・5号
 - ②参加支援（社会とのつながりを段階的に回復する支援）…同条同項第2号
 - ③地域づくり（地域での交流の場などを整備に関する後方支援）…同条同項第3号

○重層的支援体制整備事業全体像 イメージ



○重層的支援体制整備事業 各事業の概要

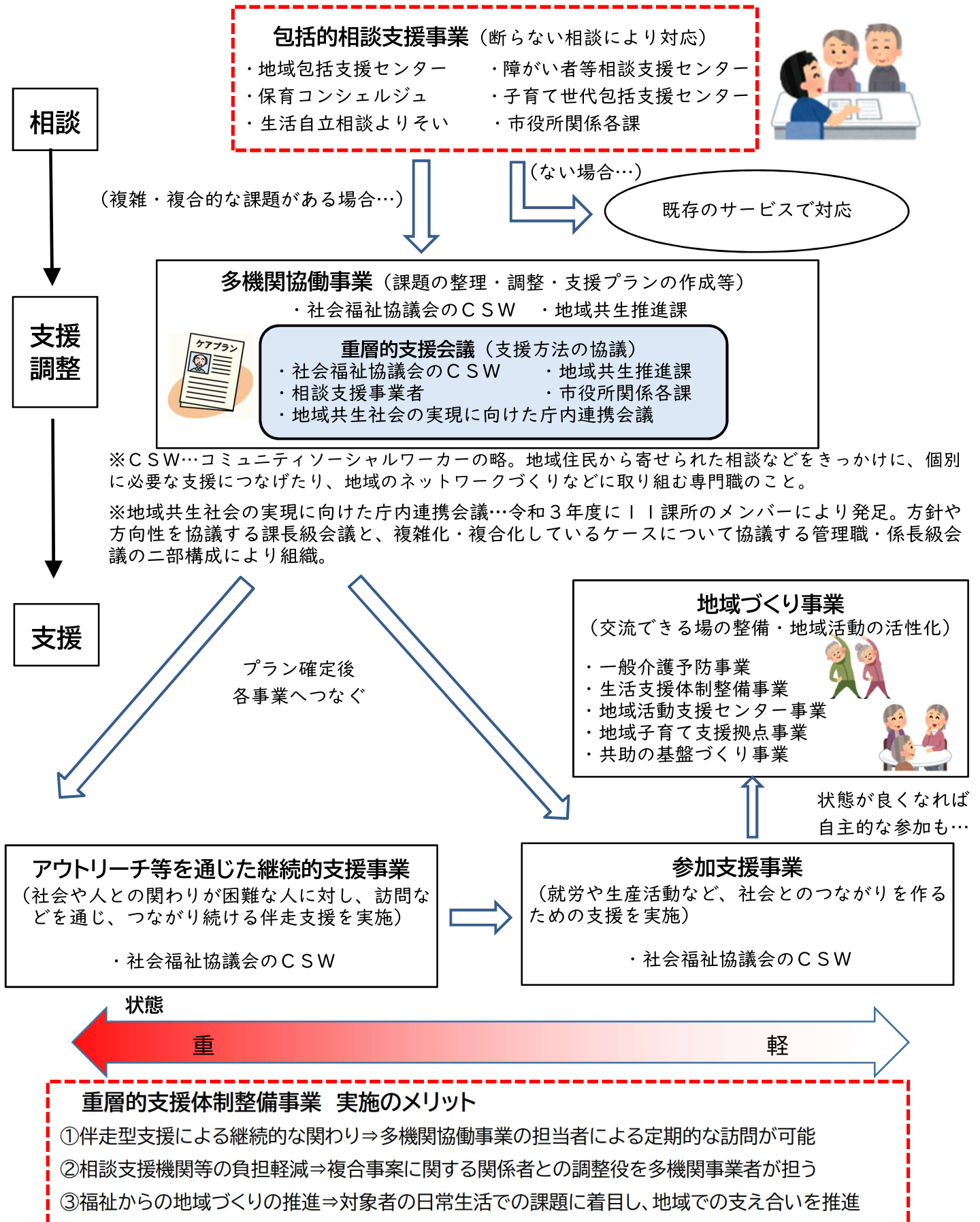
事業名		事業内容
I 相談支援	包括的相談支援事業	・属性や世代を問わず包括的に相談を受け止める ・支援機関のネットワークで対応 ・複雑化・複合化した課題は多機関協働事業へつなぐ
	（新）多機関協働事業	・市町村全体で包括的な相談支援体制を構築 ・重層的支援体制整備事業の中核を担う（全体調整、マネジメント） ・支援関係機関の役割分担
	（新）アウトリーチ等を通じた継続的支援事業	・支援が届いていない人に支援を届ける ・会議や関係機関とのネットワークにより潜在的な相談者を見つける
II 参加支援	（新）参加支援事業	・社会とのつながりを作るための支援を行う ・利用者ニーズを踏まえたメニュー作成 ・定着支援と受け入れ先の支援 ・特に既存の社会参加に向けた事業では対応できない狭間の個別ニーズに対応することを目指す
III 地域づくりに向けた支援	地域づくり事業	・世代や属性を超えて交流できる場の整備 ・個別の活動や人をコーディネート ・地域活動の活性化

○本市における各事業の担当課

事業名		該当する事業・取組み	担当課
Ⅰ 相談支援	包括的相談支援事業	地域包括支援センター	地域包括ケア課
		障害者相談支援センター	障害福祉課
		自立相談支援（よりそい）	生活福祉課
		保育コンシェルジュ	保育入所課
		子育て世代包括支援センター	健康づくり推進課
	多機関協働事業	※新規事業	地域共生推進課 (越谷市社会福祉協議会に委託)
アウトリーチ等を通じた継続的支援事業	※新規事業		
Ⅱ 参加支援 参加支援事業	※新規事業		
Ⅲ 地域づくりに向けた支援 地域づくり事業	一般介護予防事業 (介護予防リーダー養成講座・介護支援ボランティア)	地域包括ケア課	
		地域共生推進課	
	生活支援体制整備事業 (地域支え合い会議)	地域共生推進課	
	地域活動支援センター事業 (地域活動支援センターⅠ型・Ⅲ型)	障害福祉課	
	地域子育て支援拠点事業 (地域子育て支援センター)	子ども施策推進課	
		保育施設課	
	共助の基盤づくり事業（※新規事業）	地域共生推進課	

⇒本市では、「多機関協働事業」、「アウトリーチ等を通じた継続的支援事業」、「参加支援事業」の新規事業を社会福祉協議会に委託。
「包括的相談支援事業」、「地域づくり事業」は従前の体制で実施することとする。

○重層的支援体制整備事業 実施時フロー



※上記の市民対応を、令和4年上半期(7月ごろ)を目安に実施予定